

(別表1)

第4条に規定する会員の範囲については次のとおりとする。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 会員及び市町村が運営している子育て支援センター
- (4) 認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る)
- (5) 小規模保育事業

(別表2)

ブロック名	該当市町村名
甲 府 市	
中 巨 摩	甲斐市、中央市、昭和町
南アルプス市	
山梨市、甲州市	
笛吹市	
西八代郡、南巨摩郡	
韮崎市、北杜市	
富士吉田市、南都留郡	
東 部	都留市、大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村